

## ヤングケアラーとは

「高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、**無償で**介護、看護、日常生活上の世話その他の**援助を提供する18歳未満の者**」（北海道ケアラー支援条例より）



## ○部会構成団体（案）【13団体】

### 部会委員選定の考え方

- ・ 苫小牧市子ども・子育て審議会に、ヤングケアラー支援条例検討部会を設置する。（苫小牧市子ども・子育て審議会条例第7条）
- ・ 審議会員のほか、ヤングケアラーと関連性が高い団体から専門委員を置く。

区分	名称	備考
専門委員	大学教授	学識経験者（児童福祉分野）
専門委員	ケアラー支援ネットワーク・えべつケアラーズ	有識者（北海道ヤングケアラー相談窓口事業受託）
審議会委員又は 団体推薦専門委員	苫小牧市民生委員児童委員協議会	関係機関（民生委員等）
専門委員	(福)苫小牧市社会福祉協議会	関係機関（子どもの居場所、不登校支援など）
専門委員	いぶり・ひだか児童家庭支援センター しずく	関係機関（北海道ヤングケアラーコーディネーター受託）
専門委員	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会	関係機関（介護事業者）
専門委員	苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会	関係機関（放課後等デイサービス事業者）
専門委員	苫小牧人権擁護委員協議会	関係機関（人権関係）
審議会委員又は 団体推薦専門委員	苫小牧市小学校長会	教育機関（小学校）
専門委員	苫小牧市中学校長会	教育機関（中学校）
専門委員	苫小牧地区高等学校生徒指導連絡協議会	教育機関（高等学校）
専門委員	(一社)北海道総合在宅ケア事業団 苫小牧地域訪問看護ステーション	医療機関（訪問看護事業者）
審議会委員	公募委員	市民公募